

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	1.3E+1				5.3E+2		3.9E+2	934.3
2	アクリルアミド	2.2E-1						1.5E-2	0.2
3	アクリル酸エチル	4.3E+0						1.5E+2	154.0
4	アクリル酸及びその水溶性塩	2.0E+1						3.0E-2	19.8
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							1.5E+2	149.8
6	アクリル酸-2-ヒドロキシエチル	1.2E-2						3.1E-4	0.0
7	アクリル酸n-ブチル	3.6E+1						3.4E-2	36.0
8	アクリル酸メチル	7.9E-3						1.5E+2	149.8
9	アクリロニトリル	4.1E-1						6.2E+1	62.5
10	アクロレイン		1.9E+3					2.4E+2	2,135.4
11	アジ化ナトリウム	7.1E-2							0.1
12	アセトアルデヒド	4.0E-1	1.1E+4					1.4E+3	12,490.9
13	アセトニトリル	4.4E+1						4.4E+0	48.4
14	アセトンシアノヒドリン								
15	アセナフテン								
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	3.3E-3							0.0
17	o-アニシジン								
18	アニリン	3.0E-2						1.7E-3	0.0
19	1-アミノ-9,10-アントラキノン								
20	2-アミノエタノール	2.0E+2			4.8E+4			6.0E+3	53,731.8
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					1.0E+1	6.4E+1		74.5
23	p-アミノフェノール								
24	m-アミノフェノール							3.0E+0	3.0
25	トリブジン								
26	3-アミノ-1-プロペン								

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							1.0E+1	10.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩	2.4E+3			9.4E+4			8.1E+3	104,197.2
31	アンチモン及びその化合物	2.1E+1						3.2E+1	53.6
32	アントラセン	1.0E-4							0.0
33	石綿								
34	IPDI	5.0E-1							0.5
35	イソブチルアルデヒド								
36	イソブレン							1.7E+3	1,747.1
37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	1.0E-2						3.9E-1	0.4
38	2,2'-(イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロ モ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール								
39	フェナミホス								
40	ビフェナゼート					3.6E+2			360.0
41	フルトラニル					5.1E+2			505.0
42	2-イミダゾリジンチオン	1.7E+0							1.7
43	イミノクタジン								
44	インジウム及びその化合物	1.7E-4						3.7E-2	0.0
45	エタンチオール								
46	キサロホップエチル								
47	ブタミホス					1.1E+2			112.0
48	EPN								
49	ベンディメタリン					2.9E+2			285.0
50	モリネート								
51	2-エチルヘキサン酸	2.0E+1						1.1E-1	20.1
52	アラニカルブ					8.4E+2			840.0

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
53	エチルベンゼン	3.9E+4	3.5E+4	2.6E+4				1.7E+4	116,919.0
54	ホスチオゼート					1.7E+2			172.5
55	エチレンイミン								
56	エチレンオキシド	3.3E+2						3.2E+1	358.0
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	4.5E+2						9.7E-2	454.4
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	3.2E+1						1.2E-1	32.3
59	エチレンジアミン	2.1E-2						3.0E-4	0.0
60	エチレンジアミン四酢酸	9.4E-1			2.9E+1			2.0E+1	50.0
61	マンネブ					4.0E+4			39,700.0
62	マンコゼブ(マンゼブ)					2.9E+5			286,628.0
63	ジクアトジプロミド(ジクワット)					3.1E+3			3,094.0
64	エトフェンプロックス					1.8E+3	5.3E+1		1,828.3
65	エピクロロヒドリン	1.7E-2							0.0
66	1,2-エポキシブタン	2.3E+0							2.3
67	2,3-エポキシ-1-プロパノール								
68	1,2-エポキシプロパン	1.4E-2							0.0
69	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル								
70	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物					8.0E+0			8.0
71	塩化第二鉄	2.5E-1							0.3
72	塩化パラフィン(C:10-13及びその混合物)								
73	1-オクタノール	3.9E-2						2.5E-5	0.0
74	p-オクチルフェノール	1.0E-1							0.1
75	カドミウム及びその化合物	5.5E-3						1.4E+1	13.6
76	ε-カプロラクタム	3.0E+0						1.6E+0	4.6
77	カルシウムシアナミド								
78	2,4-キシレノール								

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	5.0E+4	1.3E+5	5.2E+4				5.0E+4	283,184.2
81	キノリン	2.8E-5							0.0
82	銀及びその水溶性化合物	1.0E+1						4.2E+0	14.2
83	クメン	4.3E+2	6.1E+2					9.1E+0	1,047.5
84	グリオキサール	2.4E-2						9.7E-4	0.0
85	グルタルアルデヒド	6.2E+0						1.9E-2	6.2
86	クレゾール	2.3E+0						5.0E+1	52.4
87	クロム及び3価クロム化合物	4.2E+0						3.3E+1	37.1
88	6価クロム化合物	1.0E+0							1.0
89	クロロアニリン								
90	アトラジン								
91	シアナジン					2.0E+1			20.0
92	トルフェンピラド					7.3E+2			732.0
93	メラクロール					1.7E+2			167.4
94	クロロエチレン(塩化ビニル)							2.6E-1	0.3
95	フルアジナム					1.0E+3			1,019.5
96	ジフェノコナゾール					1.3E+3			1,260.3
97	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン								
98	クロロ酢酸								
99	クロロ酢酸エチル								
100	ブレチラクロール					4.7E+2			468.0
101	アラクロール					1.3E+2			129.0
102	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン								
103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)							2.5E+3	2,469.7
104	クロロジフルオロメタン (HCFC-22)							8.3E+3	8,292.4

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HCFC-124)								
106	クロロトリフルオロエタン (HCFC-133)								
107	クロロトリフルオロメタン (CFC-13)								
108	メコプロップ					1.2E+2			122.5
109	o-クロロトルエン								
110	p-クロロトルエン								
111	2-クロロ-4-ニトロアニリン								
112	2-クロロニトロベンゼン								
113	シマジン (GAT)								
114	インダノファン					1.0E+1			10.4
115	フェントラザミド					1.7E+2			168.2
116	ヘキシチアゾクス					6.0E+1			60.0
117	テブコナゾール					2.5E+3	5.4E+0		2,510.8
118	ミクロブタニル					1.0E+1			10.0
119	フェンブコナゾール					4.4E+1			44.0
120	o-クロロフェノール								
121	p-クロロフェノール								
122	2-クロロプロピオン酸								
123	3-クロロプロベン (塩化アリル)								
124	クミロン					5.5E+1			54.8
125	クロロベンゼン	3.1E+2						1.6E+2	471.2
126	クロロペンタフルオロエタン (CFC-115)								
127	クロロホルム	7.8E+1						7.6E+2	837.8
128	クロロメタン (塩化メチル)								
129	4-クロロ-3-メチルフェノール								
130	MCP (MCPA)								

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン								
132	コバルト及びその化合物	5.6E+1						9.5E+1	150.5
133	酢酸2-エトキシエチル	4.2E+2						1.8E-3	415.6
134	酢酸ビニル	3.2E+2						1.4E+2	462.4
135	酢酸2-メトキシエチル								
136	サリチルアルデヒド								
137	シアナミド					1.1E+2			110.0
138	ジクロシメット								
139	トラロメリン					1.4E+0	2.9E+0		4.3
140	フェンプロバトリン					1.6E+3	1.5E+0		1,551.5
141	シモキサニル					5.4E+1			54.0
142	2,4-ジアミノアニソール								
143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル								
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸 塩を除く。)	3.2E+1						8.0E+1	111.8
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール								
146	ピリミホスメチル								
147	チオベンカルブ					4.0E+1			40.0
148	カフェンストール					1.9E+2			190.0
149	四塩化炭素	3.9E-2							0.0
150	1,4-ジオキサン	3.5E+1						6.9E+0	41.8
151	1,3-ジオキサラン								
152	カルタップ					1.4E+3			1,418.6
153	テトラメリン						2.6E+2		262.7
154	シクロヘキシルアミン								
155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	2.9E+0						2.3E+0	5.2
156	ジクロロアニリン								

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
157	1,2-ジクロロエタン	3.5E+1						4.1E-1	35.5
158	1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニリデン)								
159	cis-1,2-ジクロロエチレン								
160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメ タン	6.9E-1							0.7
161	ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)							3.3E+3	3,318.9
162	プロピザミド					1.2E+2			122.0
163	ジクロロテトラフルオロエタン(CFC- 114)								
164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン (HCFC-123)							3.4E+2	342.7
165	2,4-ジクロロトルエン								
166	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン								
167	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン								
168	イプロジオン					7.8E+2			781.5
169	ジウロン	4.4E-1				2.0E+3		6.4E-2	1,990.5
170	テトラコナゾール								
171	プロピコナゾール					2.5E+1		3.5E+1	59.8
172	オキサジクロメホン					2.2E+1			22.3
173	ピンクロゾリン								
174	リニュロン								
175	2,4-D(2,4-PA)					3.5E+2			347.9
176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)							7.5E+3	7,455.0
177	ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)								
178	1,2-ジクロロプロパン							7.6E+0	7.6
179	D-D					2.1E+4			20,790.5
180	3,3'-ジクロロベンジジン								
181	ジクロロベンゼン	1.1E-1					4.4E+2	3.5E+4	35,412.7
182	ピラゾキシフェン					6.0E+0			6.0

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
183	ピラゾレート					1.3E+3			1,302.0
184	ジクロベニル (DBN)					2.0E+2			199.6
185	ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225)							1.4E+2	142.5
186	ジクロロメタン (塩化メチレン)	1.5E+4						6.6E+0	14,581.3
187	ジチアノン					1.2E+4			12,474.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン								
189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチア ゾールスルフェンアミド								
190	ジシクロペンタジエン	1.2E-4							0.0
191	イソプロチオラン					4.3E+2			428.0
192	エディフェンホス (EDDP)								
193	エチルチオメトン (ジスルホトン)								
194	ホサロン								
195	プロチオホス					2.5E+3			2,542.0
196	メチダチオン (DMTP)								
197	マラソン (マラチオン)					1.2E+3			1,164.0
198	ジメエート								
199	CIフルオレスセント260								
200	ジニトロトルエン								
201	2,4-ジニトロフェノール								
202	ジビニルベンゼン								
203	ジフェニルアミン	6.5E-1							0.6
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン	2.0E-4						4.1E-4	0.0
206	カルボスルファン					1.5E+1			15.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	5.1E+0						3.0E+2	305.0
208	2,4-ジ-tert-ブチルフェノール								



和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
209	ジプロモクロロメタン							4.3E+2	434.5
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド								
211	ジプロモテトラフルオロエタン(ハロン- 2402)								
212	アセフェート					1.5E+3			1,480.0
213	N,N-ジメチルアセトアミド	1.8E+2						3.1E-1	176.1
214	2,4-ジメチルアニリン								
215	2,6-ジメチルアニリン								
216	N,N-ジメチルアニリン	2.2E-3							0.0
217	チオシクラム					5.0E+1			50.0
218	ジメチルアミン	7.8E-1						3.7E-3	0.8
219	ジメチルジスルフィド								
220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩								
221	ベンフラカルブ					1.0E+1			10.0
222	フェノチオカルブ								
223	N,N-ジメチルドデシルアミン								
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシ ド	1.2E+1			1.2E+4			2.9E+1	12,433.5
225	トリクロルホン(DEP)						7.5E+0		7.5
226	1,1-ジメチルヒドラジン								
227	パラコートジクロリド(パラコート)					2.2E+3			2,210.0
228	3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイル = ジイソシアネート								
229	チオファネートメチル					5.3E+3			5,298.7
230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル- p-フェニレンジアミン								
231	3,3'-ジメチルベンジジン(o-トリジン)								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	7.3E+3							7,253.6
233	フェントエート(PAP)					2.8E+3			2,834.0
234	臭素	3.1E-2							0.0

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
235	臭素酸の水溶性塩	1.2E-4							0.0
236	アイオキシニル					9.0E+1			90.0
237	水銀及びその化合物	2.6E-1						1.4E+1	14.6
238	水素化テルフェニル								
239	有機スズ化合物	2.2E+0							2.2
240	スチレン	1.6E+3	9.1E+3	9.1E+1				3.4E+2	11,086.0
241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエ ステルナトリウム塩								
242	セレン及びその化合物	1.8E-3						2.1E-4	0.0
243	ダイオキシン類							3.0E+2	303.2
244	ダゾメット					1.4E+4			14,185.5
245	チオ尿素	9.3E-5						2.3E-4	0.0
246	チオフェノール								
247	ピラクロホス								
248	ダイアジノン					2.3E+3	6.9E-1		2,270.7
249	クロルピリホス					2.3E+3			2,305.0
250	イソキサチオン					9.8E+1			98.0
251	フェニトロチオン (MEP)					7.8E+3	1.8E+2		7,952.9
252	フェンチオン (MPP)						7.2E+1		71.8
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス (IBP)					1.7E+2			170.0
255	デカブロモジフェニルエーテル	1.1E+0							1.1
256	デカン酸						9.0E-2		0.1
257	デシルアルコール								
258	ヘキサメチレンテトラミン	1.6E+0						1.2E+4	11,536.8
259	テトラエチルチウラムジスルフィド	3.7E+0							3.7
260	クロロタロニル (TPN)					3.0E+3			2,970.0

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
261	フサライド					1.2E+3			1,175.5
262	テトラクロロエチレン	1.1E+3						9.7E+0	1,112.8
263	テトラクロロジフルオロエタン(CFC-112)								
264	2,3,5,6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン								
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸								
266	テフルトリン					7.0E+1			69.5
267	チオジカルブ								
268	チウラム(チラム)	1.3E+1				1.6E+3			1,652.9
269	イソフィトール								
270	テレフタル酸	5.3E-5						6.1E-5	0.0
271	テレフタル酸ジメチル								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	3.1E+0						4.9E+1	51.7
273	1-ドデカノール	1.5E-1						8.5E+1	85.2
274	tert-ドデカンチオール								
275	ドデシル硫酸ナトリウム	7.9E+2			2.4E+4			1.5E+3	26,406.8
276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	1.6E+0						2.4E+0	4.0
277	トリエチルアミン	4.6E+1						1.0E+1	55.7
278	トリエチレンテトラミン	5.3E+0						1.2E+1	17.8
279	1,1,1-トリクロロエタン								
280	1,1,2-トリクロロエタン								
281	トリクロロエチレン	3.0E+3						1.3E+1	3,009.4
282	トリクロロ酢酸	6.2E-1						1.2E+0	1.9
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
284	トリクロロトリフルオロエタン(CFC-113)								
285	クロロピクリン					1.4E+4			13,771.5
286	トリクロピル					1.3E+2			132.0

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
287	2,4,6-トリクロロフェノール								
288	トリクロロフルオロメタン (CFC-11)							5.9E+3	5,885.3
289	1,2,3-トリクロロプロパン								
290	トリクロロベンゼン								
291	イソシアヌル酸トリグリシジル								
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					4.9E+2			493.8
294	2,4,6-トリブロモフェノール								
295	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1.1E+4	1.5E+4					1.5E+3	27,669.6
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	4.7E+3	1.1E+4	6.9E+3				1.1E+3	24,021.9
298	トリレンジイソシアネート	2.6E+0							2.6
299	トルイジン	6.6E-3						7.2E-4	0.0
300	トルエン	9.6E+4	2.2E+5	3.6E+4				9.7E+3	363,154.9
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	7.3E+2	1.7E+2					4.9E+2	1,392.6
303	1,5-ナフタレンジイソシアネート								
304	鉛	6.9E-2							0.1
305	鉛化合物	2.6E+0						7.3E+1	75.9
306	二アクリル酸ヘキサメチレン	3.8E-2							0.0
307	二塩化酸化ジルコニウム								
308	ニッケル	6.9E-2						4.0E-2	0.1
309	ニッケル化合物	9.0E+0						1.6E+2	164.6
310	ニトリロ三酢酸								
311	o-ニトロアニソール								
312	o-ニトロアニリン								

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
313	ニトログリセリン								
314	p-クロロニトロベンゼン								
315	o-ニトロトルエン								
316	ニトロベンゼン	9.9E-2							0.1
317	ニトロメタン	3.7E-2							0.0
318	二硫化炭素	2.6E-1						4.0E-3	0.3
319	1-ノナノール								
320	ノニルフェノール	1.3E-2						1.5E-1	0.2
321	バナジウム化合物	4.4E-2						2.2E+1	21.7
322	Clディスパーズブルー 79:1	2.9E+1						1.3E+1	41.8
323	シメリン					6.0E+0			6.0
324	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン								
325	オキシシン銅					6.3E+2			629.0
326	クロフェンチジン								
327	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン								
328	ジラム	7.7E-1						4.9E-1	1.3
329	ポリカーバメート							9.4E+2	943.0
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニペルオキシド	3.6E+0						9.5E-2	3.7
331	カズサホス					3.0E+1			30.0
332	砒素及びその無機化合物	1.9E-5						3.1E+0	3.1
333	ヒドラジン	2.5E+0							2.5
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル								
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド								
336	ヒドロキノン	2.2E+0						7.9E-1	3.0
337	4-ビニル-1-シクロヘキセン								
338	2-ビニルピリジン								

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
339	N-ビニル-2-ピロリドン								
340	ビフェニル								
341	ピペラジン								
342	ピリジン	2.2E-1						1.0E+0	1.2
343	ピロカテコール	4.4E-4							0.0
344	フェニルオキシラン								
345	フェニルヒドラジン								
346	2-フェニルフェノール							1.8E+2	182.5
347	N-フェニルマレイミド								
348	フェニレンジアミン								
349	フェノール	2.3E+1						5.6E+0	28.6
350	ペルメリン					1.0E+2	1.4E+2		240.3
351	1,3-ブタジエン		9.7E+3					4.1E+2	10,139.6
352	フタル酸ジアリル								
353	フタル酸ジエチル								
354	フタル酸ジ-n-ブチル	5.6E+0		2.7E+2				3.8E+1	314.7
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1.1E+2						2.9E+0	115.5
356	フタル酸n-ブチル=ベンジル	3.4E+0							3.4
357	ブプロフェジン					5.7E+3			5,747.0
358	テブフェナジド					3.8E+1			37.5
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエー テル								
360	ベノミル					5.9E+3			5,910.0
361	シハロホップブチル					1.1E+2			113.4
362	ジアフェンチウロン					5.0E+1			50.0
363	オキサジアゾン					1.0E+2			104.0
364	フェンピロキシメート					1.5E+2			149.0

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
365	ブチルヒドロキシアニソール								
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド								
367	o-sec-ブチルフェノール								
368	4-tert-ブチルフェノール	6.5E-2						1.3E-2	0.1
369	プロパルギット(BPPS)					1.8E+2			180.0
370	ピリダベン					3.1E+2			307.5
371	テブフェンピラド								
372	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾール スルフェンアミド	1.2E+1							11.9
373	2-tert-ブチル-5-メチルフェノール								
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	5.9E+2						1.1E+3	1,654.7
375	2-ブテナール								
376	ブタクロール					2.9E+2			288.0
377	フラン								
378	プロピネブ					3.5E+2			350.0
379	2-プロピン-1-オール								
380	ブロモクロロジフルオロメタン(ハロン- 1211)								
381	ブロモジクロロメタン							4.6E+2	464.7
382	ブロモトリフルオロメタン(ハロン- 1301)								
383	プロマシル					6.1E+2			606.8
384	1-ブロモプロパン	2.3E+3							2,263.9
385	2-ブロモプロパン								
386	ブロモメタン					3.1E+3			3,061.3
387	酸化フェンブタズ								
388	エンドスルファン(ベンゾエピン)								
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム= クロリド	2.3E+1			1.3E+3			2.5E+1	1,352.5
390	ヘキサメチレンジアミン								

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	2.6E-1							0.3
392	n-ヘキサン	1.8E+4	3.9E+4					2.9E+3	59,548.3
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物								
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	7.1E+0							7.1
396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS)								
397	ベンジリジン=トリクロリド								
398	ベンジル=クロリド	2.3E-3							0.0
399	ベンズアルデヒド	1.1E-3	3.2E+3					1.0E+2	3,342.6
400	ベンゼン	9.0E+2	5.0E+4					4.3E+3	55,429.4
401	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水 物	3.7E-6							0.0
402	メフェナセツト					2.9E+1			29.0
403	ベンゾフェノン	1.2E-3						2.8E-4	0.0
404	ペンタクロロフェノール(PCP)								
405	ほう素化合物	2.8E+2					2.2E+1	3.5E+1	339.8
406	ポリ塩化ビフェニル類(PCB)								
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテ ル(C:12-15及びその混合物)	8.3E+3			2.8E+5			3.3E+4	324,450.3
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル エーテル	8.1E+1			5.0E+2			8.9E+3	9,527.0
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテ ル硫酸エステルナトリウム	3.0E+2			5.6E+4			4.5E+4	101,582.9
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニル エーテル	6.3E+2			8.7E+2			1.6E+4	17,761.7
411	ホルムアルデヒド	1.9E+4	3.0E+4					3.1E+3	51,940.1
412	マンガン及びその化合物	2.9E+0						2.5E+1	27.8
413	無水フタル酸	8.8E-1							0.9
414	無水マレイン酸	3.4E-2						3.1E-7	0.0
415	メタクリル酸	3.7E+1						3.2E-1	37.3
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	2.4E+0						2.2E-3	2.4



和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル								
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	1.8E-3						3.0E-3	0.0
419	メタクリル酸n-ブチル								
420	メタクリル酸メチル	4.4E+2						6.6E+1	506.9
421	4-メチリデンオキセタン-2-オン								
422	フェリムゾン					1.2E+3			1,174.0
423	メチルアミン	1.2E-4						1.4E-6	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					1.6E+3			1,560.0
425	イソプロカルブ (MIPC)								
426	カルボフラン								
427	カルバリル (NAC)					4.0E+2	1.0E+2		495.4
428	フェノブカルブ (BPMC)					2.5E+2	2.2E+2		465.9
429	ハロスルフロンメチル					3.6E+1			36.0
430	インドキサカルブ								
431	アゾキシストロビン					3.8E+2			380.4
432	アミトラズ					6.0E+1			60.0
433	カーバム					5.0E+1			50.0
434	オキサミル					8.0E-1			0.8
435	ピリミノバックメチル					3.0E+1			29.7
436	α-メチルスチレン								
437	3-メチルチオプロパナール								
438	メチルナフタレン	7.8E+0						1.8E+2	191.0
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペル オキシド	1.7E-1						3.9E-1	0.6
441	ジノセブ (DNBP)								
442	メプロニル					4.6E+2			463.0

和歌山県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
443	メソミル					3.5E+2			347.5
444	トリフロキシストロビン					8.5E+2			853.6
445	クレソキシムメチル					4.2E+3			4,150.0
446	4,4'-メチレンジアニリン								
447	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジ イソシアネート	8.0E-1							0.8
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシ アネート	7.4E+1							74.1
449	フェンメディファム								
450	ピリプチカルブ					2.4E+2			240.0
451	2-メトキシ-5-メチルアニリン								
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	4.4E+0							4.4
453	モリブデン及びその化合物	1.5E+0						3.0E+1	31.5
454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	3.6E-1							0.4
455	モルホリン	9.2E+1						1.8E+2	273.2
456	リン化アルミニウム								
457	ジクロロボス (DDVP)						8.0E+2		799.5
458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)								
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							7.7E-1	0.8
460	りん酸トリトリル	7.5E-1							0.7
461	りん酸トリフェニル	1.3E+1						1.2E+1	24.9
462	りん酸トリ-n-ブチル	7.1E-5						1.5E-4	0.0
合 計		2.9E+5	5.7E+5	1.2E+5	5.2E+5	4.7E+5	2.4E+3	2.9E+5	2,266,508.9

注1) 243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2) 「移動体」の排出量の一部は、都道府県別に区分できないため、都道府県合計と全国合計は一致しない物質があります。